

介護予防サービス計画作成委託契約書

この契約は、地域包括支援センターが介護保険法第 115 条の 20 に規定する指定介護予防支援事業所の指定を受け作成する介護予防支援業務の一部を法第 115 条の 21 第 3 項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者に委託する業務の範囲等を明確にすると共に、介護保険法第 58 条第 1 項の規定する介護予防支援業務の介護予防サービス計画作成費の一部委託費に関して、指定居宅介護支援事業者への支払いにあたり、代理受領制度を活用することにより、事務負担の軽減を図ることを目的とする。

上記の目的のため、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター ）を甲とし、居宅介護支援事業者（事業所名 ）を乙とし、甲と乙との間に下記のとおり契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、介護保険法第 115 条の 21 第 3 項の規定に基づき介護予防支援業務の一部を乙に委託する。

2 乙が行う介護予防支援業務の範囲とは、地域包括支援センターマニュアル(平成 17 年 12 月 19 日厚生労働省労健局の定めるところ及び利用申込・契約を含む)に定める業務内容とする。

第 2 条 乙は、甲から前条の規定により事務の委託を受けたときは迅速かつ適切に委託業務の処理を行うものとする。

2 乙は、介護予防支援業務の委託を受けた時、毎月事業所の介護サービス計画並びに介護予防サービス計画の作成件数を甲に報告するものとする。

第 3 条 乙は、介護予防サービス計画原案を甲の担当者と協議しながら作成し、その後、利用者の同意を得た介護予防サービス計画を甲に帳票で提出するものとする。

2 乙は、作成した介護予防サービス計画に基づいて、その委託費の支払いを作成月の属する翌月 7 日までに、甲に請求するものとする。その際には、必ず帳票にしてサービス実績管理（サービス事業者と実績を突合）された介護予防サービス計画表第 7 表・8 表と、実績（給付管理票案）が盛り込まれたフロッピーディスクを甲に提出するものとする。

3 前 2 項に規定する日が日曜日等にあたる場合は、その日の後のその日に最も近い日曜日等でない日とする。

第 4 条 甲は、乙から介護予防サービス計画の送付を受けたときは、その内容を調査し、修正等がある場合は、その旨を乙に申し出、修正したフロッピーディスク及び介護予防サービス計画表第 7 表、8 表と、実績(給付管理票案)を再送してもらおうものとする。

2 乙は、前項の規定による申し出を受けた場合は、速やかに介護予防サービス計画を修正し、上記のものを甲に送付するものとする。

3 甲は、東京都国民健康保険団体連合会(以下、国保連と略す)から返戻・過誤・給付実績

修正などの送付を受けたときは、その内容を調査し、速やかに乙に報告し、乙はその内容を調査し、甲における給付請求に疑義が生じた場合は、再度報酬請求を介護予防サービス計画表7表・8表と実績（給付管理票案）及びフロッピーディスクによりその旨を甲に申し出る。

4 甲は、前項の規定による申出を毎月7日をもって締め切り、翌月以降の介護予防サービス計画委託費の請求額確定により差額を調整するものとする。

5 第2項及び前項に規定する日が日曜日等にあたる時は、その日より後のその日に最も近い日曜日等でない日とする。

第5条 乙は、甲が作成した給付管理票に瑕疵があったため、サービス提供事業者が疑義を申し出た場合は、修正した給付管理票を第4条4項に規定する所定の期日までにフロッピーディスクと介護予防サービス計画表第7表、8表と実績（給付管理票案）により甲に提出しなければならない。

2 甲、乙双方の給付管理票に瑕疵があった場合は、一方に重大かつ明白な瑕疵がない限り、両者の共同責任とし損害賠償を求めないものとする。

第6条 法の規定では、介護予防サービス計画作成の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるが、その報酬請求に関しては、指定介護予防支援事業者のみが請求可能であり、指定居宅介護支援事業者所は指定介護予防支援事業者から委託料の支払いを受けることになっている。代理受領とは、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者ではなく国保連から、介護予防サービス計画作成に関する委託料の支払いを受け取る制度である。介護予防サービス計画委託費の支払いは、甲が受け取るべき介護報酬の一部を代理受領にて国保連から乙に支払うこととする。

2 前項の代理受領については、別紙代理受領委任状により確認する。

第7条 これら代理受領による支払いが乙に支払われた時点で、甲の債権は消滅するものとする。

第8条 介護予防サービス計画に関しての委託料については、介護報酬における介護予防支援費、初期加算の90%分とする。

第9条 委託料の請求は、作成月の翌月7日までに乙が甲に行い、委託料の支払いは、提出されたものの内、国保連の審査決定に応じて、原則として請求月の翌月の介護報酬支払日に国保連から乙の口座に振り込まれるものとする。

2 18年4月分については、前項の規定にかかわらず、請求月の翌々月の介護報酬支払日に国保連から乙の口座に振り込まれるものとする。

3 差し押え等法的措置を受けた時あるいは廃止になった場合は、委託料に関しては甲が受け取る権利を有する。

4 甲が差し押え等法的措置を受けた時あるいは廃止になった場合は、乙は、委託料を甲からしか受領できないため、国保連に債権を請求することはできないものとする

第10条 乙は、第1条第1項に規定する介護予防支援業務の一部に係わる個人情報の保護及びデータ管理について、葛飾区が定める規則等により適切に行うものとする。

第11条 この契約の履行に関し、必要な事項については、甲、乙協議の上、覚書を交換す

ることができるものとする。ただし、覚書の内容に関しては葛飾区にも報告するものとする。

第12条 この契約の甲・乙何れか一方がこの契約による義務を履行せず、事務の執行に著しく支障を来たしたときは、相手方は三ヶ月間の予告期間をもってこの契約を解除することが出来るものとする。

2 この契約の甲・乙何れか一方が、やむを得ない事情がある場合、一ヶ月の告知期間において理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除することが出来るものとする。

第13条 この契約に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲・乙協議の上、定めるものとする。ただし、協議の内容に関しては葛飾区に報告するものとする。

第14条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうち甲・乙それぞれの1通を所持する。

平成 年 月 日

[甲]

事業者番号

指定介護予防支援事業者

(地域包括支援センター)

所在地

代表者氏名

印

[乙]

事業者番号

(居宅介護支援事業者)

所在地

代表者氏名

印

代理受領委任状

介護予防サービス計画作成委託契約書に基づき、委託料の支払いについて、甲は、東京都国民健康保険団体連合会からの介護予防支援報酬の一部から支払われる介護予防サービス計画委託費として、平成 年 月分～平成 年 月分に係わる居宅介護支援サービス費の介護予防サービス計画委託費に関する権限を乙に委任する。

平成 年 月 日

[甲]

事業者番号
指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター) _____

所在地

代表者氏名
_____ 印

[乙]

事業者番号
(居宅介護支援事業者) _____

所在地

代表者氏名
_____ 印